

請願番号	請願第29号	受理年月日	平成21年11月30日
請願の件名	<p>改正国籍法の厳格な制度運用を求める請願</p> <p>(請願の要旨)</p> <p>改正国籍法の厳格な制度運用を求める請願 国籍法の改正により生じ得る偽装認知の防止ならびに改正された国籍法の厳格な制度運用の要請を求める。かつ国会又は関係行政庁へ同趣旨の意見書を提出することも求める。</p> <p>具体的には、下記の制度運用を求める。</p> <p>(1) DNA鑑定の審査時における推奨 (2) 申請者や外国人の親の日本における居住実態や、日本人の親による扶養実態等の綿密な調査(国籍付与後の継続調査を含む) (3) 審査情報の開示 (4) 罰則を強化すること</p> <p>(請願の理由)</p> <p>国籍法の一部を改正する法律が平成20年12月5日に参議院で可決され、同年12月12日に公布された。本改正法案は、「出生後日本国民である父に認知された子の国籍の取得に関する国籍法の規定は、一部が違憲である」との最高裁判所判決があったことにかんがみ、父母が婚姻をしていない場合における認知された子にも届出による日本国籍の取得を可能とする為に提出されたものである。</p> <p>しかし、改正法の適正な施行に向けて両院で附帯決議が行われた他、国民の間でも偽装認知等の違法行為ならびに不正行為を懸念する声がある。違法に日本国籍が取得された場合、それに伴い生じうる犯罪行為および不正行為によって住民の福祉の増進ならびに宮崎県の健全な発達が妨げられるおそれがある。</p> <p>よって、国籍法改正によって生じ得る偽装認知の防止ならびに改正された国籍法の厳格な制度運用を要請するとともに、同趣旨の意見書を国会ならびに関係行政庁へ提出することを求める。</p>		
紹介議員	外山 衛 宮原 義久 横田 照夫		
摘要			